

平成 22 年 3 月

一般社団法人 日本少額短期保険協会
会長 関 栄男

保険業法および関連法令の改正要望

平成 18 年 4 月施行の保険業法の一部を改正する法律（平成 17 年 5 月 2 日法律第 38 号）（以下、「改正法」という。）により、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく共済の引受けを行なっていた、いわゆる無認可共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者の保護を図ることとした。

改正法では、保険期間が 2 年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が 1、000 万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引き受けを行なう事業を少額短期保険業とし、少額短期保険業を行なう場合には内閣総理大臣の登録を必要としている。

改正法施行後約 3 年半が経過した現時点において 66 社の少額短期保険業者が登録されている実態にあるが、改正前に共済事業を展開していた、一部の会社は顧客基盤が確立しており、概ね順調に業容を拡大しているが、約 75% の会社では保険料収入が伸び悩み、赤字決算を余儀なくされているのが実情である。

少額短期保険業は、保険会社と同様に保険契約者等の信頼を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが求められている一方で、保険期間や保険金額に上限が設定されるなど、保険会社の商品との比較において、大きく見劣りする部分があり、保険契約者等の抱えるリスクに十分に対応できていない。その結果、保険料収入が伸び悩んでいるのが現実である。

以上のことから、消費者の抱えるリスクに的確に応えるための商品開発や保険募集における制約を解消し、今後、小規模ながら機動的で効率的な独自の保険業態へ進化し、社会的貢献を図るために、所定の法令についての改正を要望いたします。

以上

保険業法および関連法令の改正要望一覧

日本少額短期保険協会

1. 一保険契約者に係わる被保険者の総数は100名を超えてはならない、との規制を撤廃すること

[保険業法施行令第38条の9第2項（一の保険契約者に係る保険金額）]

2. 保険金額を保険種目に関係なくすべて1000万円とする

[保険業法第2条（定義）]

[保険業法施行令第1条の6（少額短期保険業に係る保険の保険金額）]

3. 保険期間を全て2年以下とする

[保険業法第2条（定義）]

[保険業法施行令第1条の5（少額短期保険業に係る保険の保険期間）]

4. 事業規模について、年間收受保険料に再保険料を加算しないで50億円とする

[保険業法施行令第38条（少額短期保険業者が收受する保険料の基準）]

5. 少額短期保険募集人の登録・届出について少額短期保険業で取扱う生命保険商品は損害保険・第三分野の保険の募集に準じて取扱うこととし手続きの統一化をはかること

[保険業法第275条（保険募集の制限）]

[保険業法第302条（役員又は使用人の届出）]